

24.11.27(火)

## 事故繰越手続きの簡素化について

本日の復興推進会議において、23年度補正予算で措置された事業について、以下の線で事故繰越手続きの簡素化を行うことについて合意。

### ①繰越理由書

必要最低限の事項を記載する簡易な様式を作成し1枚で全てを完結。

繰越事由については、類型化・定型化した例文を提示。

### ②添付資料

事業概要・工程表・図面・契約書類等の添付を全廃。

### ③ヒアリング

財務局ヒアリングを全廃。

出典：財務省主計局司計課

## 繰越し《事故繰越し》

### 財政法第42条（歳出予算の繰越制限及び事故繰越し）

繰越明許費の金額を除く外、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。  
但し、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をなし避け難い事故のため年度内に支出を終らなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基きこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

事故繰越しの要件

①年度内に支出負担行為をなし

支出負担行為  
＝国の支出の原因となる契約その他の行為  
補助金等・・・交付決定通知

・支出負担行為以前に発生した事故

~~事故繰越し~~

②避け難い事故のため

避け難い事故  
＝社会通念上常識的に避け難い事故  
支出負担行為後に生じた事故

避け難い事故と認められない事故  
(例)

- ・年度当初から発生が予想できたと推察される事故
- ・事前準備疎漏と認められる事故
- ・内部的要因による事故

~~事故繰越し~~

関連経費の事故繰越し (例) 竣工検査旅費

- ・他の工事等と一体不可分な経費
- ・他の工事等の進捗に応じて支出負担行為がなされることが明確なもの

支出負担行為の有無にかかわらず工事費等とともに繰越しできる。